

輸入貿易をはじめましょう

貿易のツボ第4号では、輸入の取引相手が決まり、申し込みと交渉を行うところまでを解説しました。

交渉が進み、輸入者・輸出者双方で納得のいく条件がそろったら、いよいよ正式に契約となります。一口に契約と言っても、さまざまな条件があり、それらを一つ一つ吟味しながら最終的な契約条件（貿易条件）を決めていく必要があります。

今回は、契約条件と契約書の書き方を解説します。

商品・取引先の決定（貿易のツボ第4号）
市場調査・取引先探し・信用調査

申込み・交渉（貿易のツボ第4号）
輸入交渉・商品の発送

手続き
輸入の手続き・輸入の決済・貨物の荷卸
通関・輸入許可

国内での販売
商品の到着・販売準備・クレーム対応
国内での販売

輸入実務の流れ

貿易条件



貿易条件とは、つまり契約条件のことです。売買する当事者間の費用負担の範囲と貨物の危険負担^{*}の範囲を条件付けするものです。さまざまな貿易条件がありますが、通常の輸出入貿易で使われる主なものは次に挙げる3つで、国際商業会議所が制定した貿易取引条件の解釈に関する国際ルール（インコタームズ^{*}）に基づくのが慣習となっています。

◆ F O B 条件（Free On Board） 本船渡条件

船積の手配、海上保険付保は輸入者が行います。船積港において、貨物が本船の舷側欄干を通過する時点、つまり貨物が本船に引き渡された時点でリスクと費用が輸出者から輸入者負担へと移ります。この際、輸出者は輸出許認可の取得および輸出通関手続きを行う必要があり、リスク移転後の費用は一切輸入者の負担となります。

例えば、日本の船会社に海上輸送を任せて安心したいと考える場合は、FOB条件で契約し船会社は輸入者が指定することができます。

◆ C F R 条件（Cost and Freight） 運賃込条件

輸入者が海上保険を付保し、保険料を負担する以外はCIFと同じ条件です。

例えば、船会社の手配は輸出メーカーに任せるが海上保険はきめ細かい対応が期待できる日本の損害保険会社に任せたいという場合はCFR条件が良いかもしれません。

◆ C I F 条件（Cost, Insurance and Freight） 運賃・保険料込条件

船積の手配、海上保険の付保は輸出者が行います。貨物が船積港における本船の舷側欄干を通過する時点までのリスクと費用を輸出者が負担し、輸出者はさらに仕向地までの運賃と保険料を負担します。貨物の所有権は船積書類が輸入者に提供されれば、貨物の船積時にさかのぼって輸入者に移転します。

例えば、海外のメーカーの輸出量が膨大で船会社との力関係で海上運賃のディスカウントを引き出せる場合はCIF条件が良いかもしれません。

各貿易条件にはそれぞれ一長一短があります。輸出者・通関業者・保険会社と打ち合わせて、目的に合った貿易条件を選ぶことが重要です。初めての場合、どの条件で契約するかは、輸出者からFOB建てCFR建てなど複数の見積もりを取る一方、日本側で船会社や保険会社に見積もりをとって、両者を比較するとコスト面ではどれが一番よいか決めやすいでしょう。

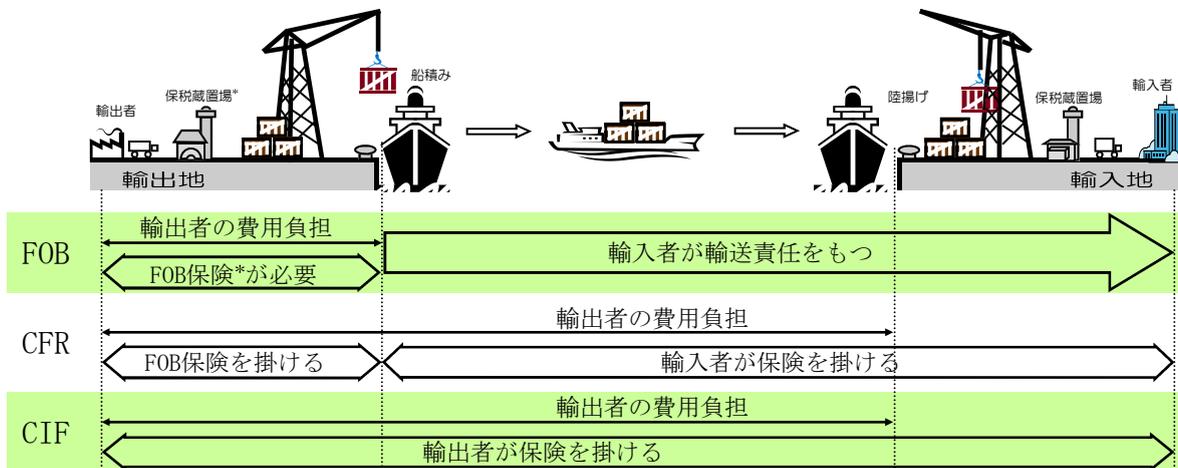
輸入貿易をはじめましょう

◆ 契約条件の決定

主な貿易条件と、そのリスク分担は次のとおりです。

| | | |
|-------------------|---|-------------------------------------|
| FOB (本船渡条件) | Cost = 製造原価、包装費用、国内運送費用、船積諸掛、輸出経費、輸出者利益 | |
| CFR (運賃込条件) | Cost = 製造原価、包装費用、国内運送費用、船積諸掛、輸出経費、輸出者利益 | Freight = 運賃 |
| CIF (運賃保険料込条件) | Cost = 製造原価、包装費用、国内運送費用、船積諸掛、輸出経費、輸出者利益 | Insurance Fee = 保険料 Freight = 運賃 |

前記のFOB、CFR、CIFという略称は貿易条件を示すインコタームズの記号です。他にもいくつかありますが、通常の輸出入貿易ではこの3つを基礎知識としていれば良いでしょう。



3つの契約条件

| | FOB(本船渡し) | CFR(運賃込本船渡し) | CIF(運賃・保険料込本船渡し) |
|-------------------------|---------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 輸出者の貨物に対する危険負担 | いずれの条件も、輸出地の港で船舶に貨物を積込むまで | | |
| 運賃 | 輸入者負担 | 輸出者負担 | |
| 保険料 | (付保は輸入者の責任) | | 輸出者負担 |
| 表示方法 | FOB輸出地港名 | CFR輸入地港名 | CIF輸入地港名 |
| 日本から米国に向けて輸出する場合の例 | FOB Vessel Kobe | CFR Vessel San Francisco | CIF Vessel Sun Francisco |
| 米国から日本へ輸入する場合の例 | FOB Vessel San Francisco | CFR Vessel Kobe | CIF Vessel Kobe |
| 船荷証券(B/L)の運賃欄の表示 | FREIGHT COLLECT(着払い) | FREIGHT PREPAID(前払い) | |
| 船荷証券(B/L)およびその他の書類の提出義務 | 輸出者にあり | | |
| 保険証券の提出義務 | 輸出者になし | | 輸出者にあり |

輸入貿易をはじめましょう

契約書作成



契約条件が決まったら契約書を作成して、契約を交わします。契約書に記載すべき項目には、たくさんの貿易に関する専門用語が使われ、中には英語で記されるものもあります。締結前に契約内容の一つ一つを確実に理解しましょう。

◆契約書は、輸入者と輸出者のどちらが作成するかによって呼び名が変わります。

1. **輸入者が作成する場合**…Purchase Contract (購入契約書)
または、Purchase Order/Purchase Note (注文書)
2. **輸出者が作成する場合**…Sales Contract (販売契約書) または、Sales Note (注文請書)

◆契約書に記載すべき主な項目

契約書に記載する主な項目と内容について以下に一覧で示します。

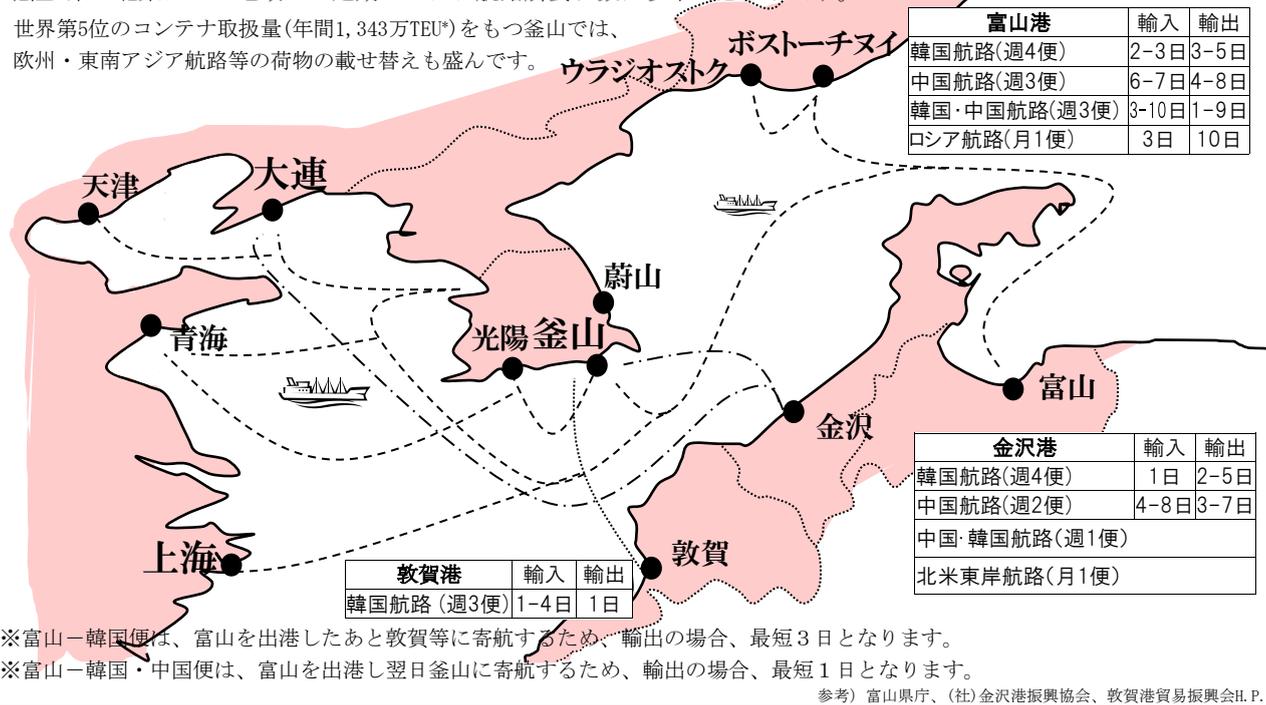
| | | |
|-----------------------|-------|---|
| Seller | 売主 | 売主の名称および住所 |
| Buyer | 買主 | 買主の名称および住所 |
| Descriptions of goods | 品名 | 商品名を正確に記入。記入しきれない場合は“as per attached sheet”と記載し、詳細なリストを添付する。 |
| Quality | 品質 | 対象となる商品の品質や仕様を確認する方法は、①見本による方法: sale by sample、②商標による方法: sale by brand、③説明による方法: sale by explanation、④仕様書による方法: sale by specification、⑤標準品を基準に: sale by standard、などである。例えば“Quality to be strictly as per the attached sample”「品質は厳密に見本のとおりでであること」などと具体的に記載する。 |
| Specifications | 仕様 | |
| Quantity | 数量 | 数量は、個数・重量・長さ・容積などによる単位で示す。 |
| Unit | 単位 | 応用例: “Minimum quantity per order:10,000kgs”「最低注文量10,000kg」 |
| Unit price | 単価 | 単位の例: “@US\$35.00- per kg”「kgあたり35米ドル」 |
| Currency | 通貨 | US\$, JPY (日本円) など |
| Trade Terms | 貿易条件 | 例: FOB SHANGHAI, CFR TOYAMA など |
| Transportation | 運送手段 | Vessel (船)、Aircraft (航空機)、Parcel (小包)、Hand carry (携帯) など |
| Destination | 到着場所 | 例: TOYAMA, JAPAN |
| Times of Shipment | 出荷の時期 | 出荷の時期を具体的に記載する。例: “November/December Shipment”「11月ないし12月積み」、 “Shipment within 50 days from receipt of L/C which shall be opened within 30 days after closing contract”「出荷は契約締結後30日以内に発行されるL/C受領後、50日以内。」 |
| Packing | 梱包 | 輸送する商品に適した包装方法を記載する。例“1 piece in a polyethylene bag; 1 dozen in a carton.”「1個ずつポリエチレン袋に入れ、1ダースをカートンに入れること。」 |
| Shipping Marks | 荷印 | 貨物の種類や内容、買主や仕向地が分かるように梱包の外側に印刷する内容。 |
| Inspection | 検査 | 省略も可。例えば海外のメーカーの最終検査証を要求する場合などに記載する。 |
| Documentation | 書類 | 省略も可。例えば輸入する際に通関上必要になる書類“Certificate of Origin <Form A>”「原産地証明書*」などが必要な場合に記載する。 |
| Payment Terms | 支払条件 | 輸入貨物代金の決済方法。輸入者・輸出者にとって非常に重要な契約事項。例: “Payment in advance for full amount”「代金は全額前払い」、 “Payment: D/A 90days after sight”「支払は一覧後90日払いD/A(引受渡し)条件*による」 |
| Insurance | 保険 | 貿易条件が決定したときに自ずから付保実行者が決まる。 |
| Freight Payer | 運賃負担者 | |

*は4ページに解説があります。

一コラム② 定期コンテナ航路一

北陸3県⇄北東アジア地域への定期コンテナ航路所要日数は以下のとおりです。

世界第5位のコンテナ取扱量(年間1,343万TEU*)をもつ釜山では、欧州・東南アジア航路等の荷物の載せ替えも盛んです。



※富山-韓国便は、富山を出港したあと敦賀等に寄航するため、輸出の場合、最短3日となります。

※富山-韓国・中国便は、富山を出港し翌日釜山に寄航するため、輸出の場合、最短1日となります。

用語解説

危険負担

Risk Taking。貿易実務において売買契約をしてから引渡しまでの間に、輸出者、輸入者いずれの責任にも帰すことのできない不可抗力や、第三者により商品の破損、損失が発生したときの再調達義務のこと。商品そのものの再調達義務のことであり、金銭を支払う保険とは別物。損害商品に相当する保証が行われる保険の場合は、その商品あるいは金銭を誰に渡せばよいかを決める必要があります。つまりは再調達義務の有無、すなわち危険負担についての所在をはっきり決めておく必要がある。

インコタームズ

Incoterms。International Commercial Termsの略称。国際商取引において国や地域による生活習慣・商取引の違いによる取引トラブルを避けるために決められた契約の統一基準。国際商業会議所(ICC:International Chamber of Commerce)が作成。

保税蔵置場

民間所有の施設。輸出入業者の希望する場所に設置できる。外国貨物の積み卸しや運搬、蔵置ができる場所のこと。税関長の許可により、設置することができる。蔵置期間は原則3ヶ月だが、保税蔵置場に置くことを承認されると2年蔵置でき、さらに特別な理由がある場合は延長もできる。

FOB保険

輸出FOB保険のこと。日本の各港から輸出される貨物について海上保険抜きでの輸出契約を結んだ場合、国内各地の各工場、倉庫または港頭倉庫搬出から本船積み込みまでの輸送中および保管中の危険を併せてカバーする保険。FOBやCFRの場合では、危険負担の移転時以降買主側で貨物海上保険を手配をするので、日本の売主としては本船積み込みまでのリスクをカバーするものとして、FOB保険が必要となる。

原産地証明書

Certificate of Origin。貨物の原産国を証明した書類。日本から輸出する場合は商工会議所で発給を受ける。

D/A(引受渡し)条件

Documents Against Acceptance。荷為替手形を利用した貿易決済方法のひとつ。信用状(L/C)なしの荷為替手形で、輸入者が銀行に対して期限付き荷為替手形の支払いを引き受けることを条件に、船積書類が銀行から輸入者に引き渡され、貨物を受け取ることができる。

TEU

Twenty Feet Equivalent Units。ISO規格の20ftコンテナ換算の取扱個数の単位。20ftコンテナは1TEU、40ftコンテナは2TEUと計算する。

貿易実務のツボ

発行：北陸銀行
国際部 国際業務推進グループ

〒930-8637 富山市堤町通り1-2-26

TEL: (076)423-7111(代表) FAX: (076)423-7561

E-mail: kokugyo@hokugin.co.jp